

精度監理特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県県土整備部及び都市整備部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う物件等の調査及び補償額等の算定（以下「物件調査等」という。）の精度監理業務委託に関して適用するものとし、特に定めのない事項については、物件調査等仕様書によらなければならない。

(現場責任者及び技術管理者の資格)

第2条 物件調査等仕様書第2条第4号にかかわらず、「現場責任者」及び「技術管理者」とは、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）第3条に掲げる部門のうち、受注した業務区分に係るすべての部門、又は総合補償部門において、同規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士で、埼玉県物件調査等委託契約約款第8条の規定により受注者が発注者に届け出た者をいう。

2 「現場責任者」及び「技術管理者」は、受注者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

(業務従事者の資格)

第3条 業務従事者の資格要件は、物件調査等の委託と同様とし、物件調査等仕様書第6条に準ずるものとする。

2 この業務に従事する者は、受注者と直接的な雇用関係がある者で、受注者が発注者に届け出た者でなければならない。

(現場責任者、技術管理者及び業務従事者の資格の確認)

第4条 受注者は、現場責任者、技術管理者及び業務従事者と直接的雇用関係にあると証明できる書類（資格者証、健康保険被保険者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等）を整備しておかなければならない。

2 受注者は、物件調査等仕様書第8条第1項第一号及び第二号に規定する書類を発注者に提出する際は、業務従事者についても同様の書類を提出し、前項に規定する書類を提示等するとともに、資格の確認を受けなければならない。

(精度監理業務の内容)

第5条 業務の対象となる物件調査等成果物の全てについて、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成16年県土整備部長（以下「部長」という。）制定）、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」（平成16年部長制定）及び「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領」（平成16年部長制定）等への適合性及び補償の具体的妥当性について受注者が判断を行う。なお、業務の主な審査事項等については、次表のとおりとする。

業 務	区 分	審 査 事 項 等
1 打合せ協議		1) 業務の適正な執行を期するために必要となる監督員等との協議 2) 関係資料の収集及び整理 3) 建物等の概要把握のための現地踏査（積算のみの精度監理は除く）
2 建 物	調 査	1) 調査方法及び図面等成果物の適格性 2) 補償額積算のための数量計算書等の作成方法
	積 算	3) 補償額積算のための採用資材単価等の適格性 4) 積算方法その他規定等との妥当性 5) 建築基準法第20条の構造計算内容の適格性（非木造建物のみ）
3 工 作 物 等	調 査	1) 工作物及び立竹木の調査方法及び図面等成果物の適格性 2) 設備の配置、規格、構造、用途及び生産工程など、総合的な把握ができていないか 3) 移転工法との関連に係る設備の移転工程等 4) 工作物及び立竹木の数量の計算方法
	積 算	5) 工作物及び立竹木の価額等 6) 各設備に係る補償処理（復元、再築）及び再使用又は補足材等の適格性
4 営業その他	調 査	1) 帳簿及びその他必要な資料等の収集状況 2) 帳簿類の整理及び分析方法等 3) 営業所等の単位別分析内容 4) 仮営業所設置工事費用の調査内容 5) 居住者等に関する調査内容 6) 動産移転料に関する調査内容
	積 算	7) 移転工法との関連に係る営業補償の適格性 8) 営業補償の積算内容 9) 仮営業所設置工事費用の適格性 10) 動産移転料の補償内容 11) 仮住居又は借家人補償の補償内容 12) 移転雑費の補償内容

5 残地における機能回復の検討等	調 査	1) 現状敷地の使用実態（機能）等の把握状況 2) 移転工法（計画）案の有形的、機能的合理性 3) 移転工法（計画）案の法制（建築基準法・その他の法令又は補償基準等）的適合性 4) 想定される他の計画等との経済的合理性（営業補償との関連性） 5) 移転工法（計画）案に基づく補償額の適格性 6) 照応建物の計画概要、有形的及び機能的合理性 7) 建築基準法その他の関係法令の適合性 8) 照応建物詳細設計 9) 駐車場等使用状況調査の調査内容
6 消費税等調査	調 査	1) 消費税等相当額の補償に関する調査及び判定等の適格性